

保育等専門部会設置要綱

（設置）

第1条 児童及び母子福祉に関する事項について，詳細かつ具体的な調査審議を行うため，豊中市児童福祉審議会規則（令和7年豊中市規則第16号）第2条第1項の規定に基づき，豊中市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）に，保育等専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 部会は，次に掲げる事項について，調査審議するものとする。

- （1） 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設，母子生活支援施設，保育所に限る。以下同じ。）の設備及び運営についての基準に関すること。
- （2） 法第34条の16に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準に関すること。
- （3） 法第34条の8の2に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準に関すること。
- （4） 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第13条に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営についての基準に関すること。
- （5） 法第35条第6項又は第58条第1項に規定する保育所の認可又は認可の取消しに関すること。
- （6） 法第34条の15第4項，第34条の17第4項又は第58条第2項に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可，事業制限若しくは事業停止命令又は認可の取消しに関すること。
- （7） 認定こども園法第17条第3項，第21条第2項又

は第 22 条第 2 項に規定する幼保連携型認定こども園の認可，事業停止若しくは施設閉鎖命令又は認可の取消しに関すること。

(8) 法第 46 条第 4 項に規定する児童福祉施設の事業停止命令に関すること。

(9) 法第 34 条の 8 の 3 第 4 項に規定する放課後児童健全育成事業の事業制限又は事業停止命令に関すること。

(10) 法第 59 条第 5 項に規定する無認可児童福祉施設の事業停止又は施設閉鎖命令に関すること。

(11) 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年豊中市条例第 59 号）第 4 条第 1 項に規定する勧告に関すること。

(12) 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊中市条例第 48 号）第 4 条第 1 項に規定する勧告に関すること。

(13) 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊中市条例第 61 号）第 4 条第 1 項に規定する勧告に関すること。

(14) 豊中市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年豊中市条例第 46 号）第 4 条第 1 項に規定する勧告に関すること。

(15) 豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年豊中市条例第 16 号）第 4 条第 1 項に規定する勧告に関すること。

(16) 豊中市内にある又は豊中市内で実施される特定教育・保育施設，特定地域型保育事業，地域子ども・子育て支援事業，認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大事故の検証及び，必要な再発防止策の検討に関すること。

(17) 豊中市内にある又は豊中市内で実施される特定教育・保育施設，特定地域型保育事業，地域子ども・子育て支

援事業，認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの施設内虐待・不適切保育の検証及び，必要な再発防止策の検討に關すること。

(18) 母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金のうち，次に掲げる資金の申請に關すること。

ア 事業開始資金のうち，100万円を超えるもの

イ 住宅資金のうち，100万円を超えるもの

ウ 生活資金の単独貸付申請があつた場合のうち，100万円を超えるもの（ただし，失業貸付を除く。）

エ その他市長が必要と認めるもの

(19) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月1日厚生省令第224号）第13条に規定する母子福祉資金，父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の停止に關すること。

(20) その他児童，母子及び父子の福祉に關すること。

（組織）

第3条 部会は，委員5人以内で組織する。

2 部会の委員は，審議会委員長が指名する審議会委員及び臨時委員をもって構成する。

（庶務）

第4条 部会の庶務は，こども未来部こども政策課において処理する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか，部会の運営について必要な事項は，部会長が定める。

附 則

この要綱は，令和7年4月10日から施行する。